



How
Why
What
When

なんのための制度なの？
 どんなことができるの？
 どうやって登録するの？
 いつから活動できるの？ など…

＼カシニワ・おにわ／

Q&A

よくある問い合わせにお答えします。

柏市都市部住環境再生課
 ☎04-7167-2528



市民のみなさん



住環境再生課の職員

STEP 01

カシニワ制度ができた当時のことについて

Q

カシニワ制度はいつから始まった制度なんですか？
 なんのために始められた制度なんですか？



A

カシニワ制度は、2010年から運用が開始されました。
 柏市は、都心へのアクセス性・利便性が高いことにより、首都圏のベッドタウンとして発展し、今日に至るまで人口が継続的に増加しています。ですが、この人口増加に伴う宅地開発によって、柏市の樹林地面積は年々減少しており、また少子高齢化等による社会構造の変化に伴い、適切に管理がされない空き地等が増加しています。

こうした背景のもと、2009年6月当時に改訂された「**柏市緑の基本計画**」において、「市民1人あたりの都市公園面積7㎡」及び「市民1人あたりの都市公園を含む緑のオープンスペース（市民が自由に利用することのできる公園的な空間）10㎡の確保」を2025年までの目標として掲げましたが、市の歳出予算における社会保障費等の割合が年々大きくなっているなかで、都市公園の整備を進めることは大変難しい状況でした。

また、都市公園の場合、ボール遊びや火気の使用など多くの行為制限があり多様な利用者ニーズに応えるには限界がありました。
 そこで、従来の公園整備といった手法だけに頼らず、空地や樹林地といった低未利用地に注目し、これらを整備・活用することで、都市公園を補充する「**緑のオープンスペース**」を増やしていくためのツールとして誕生したのが「カシニワ制度」です。

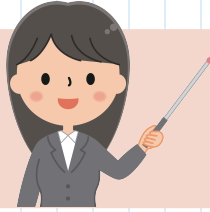


Q

「カシニワ」という名前の由来はなんですか？



A



「かしわ(柏)の庭」と「かす(貸す)庭」をかけあわせた造語です。

Q

どのようにしてカシニワは市内全域に広がっていったのですか？



A

大きく2つの理由が考えられます。

1つ目は、活動の担い手育成に関するサポートを行政が継続的に実施している点です。カシニワ制度が始まる以前から、市民を対象に「里山ボランティア入門講座」を開催していました。これは、森林整備に関する知識や技能について専門家から教わる内容で、里山保全活動の担い手育成を目的とした講座です。講座終了後は、受講生に向けた団体結成に対する支援として、活動場所の斡旋や土地所有者との管理協定などのサポートを実施していました。

2つ目は、カシニワの認知度を向上させるべく、年1回活動中のカシニワを来場者へ一斉に公開するイベントである「カシニワ・フェスタ」を開催している点です。このイベントは、2013年からバラの見頃の時期(5月)に開催しています。バラ庭が多数を占める**オープンガーデン**の各地では、訪れる人を華やかに迎えてくれます。**地域の庭**や里山では、各地イベント(野菜の収穫体験やハーブティーの試飲、マルシェや森のコンサートなど)を開催しています。



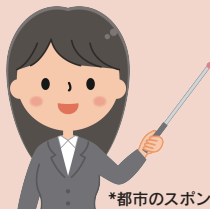
Q

当時と今とで、なにか変わったことはありますか？



A

カシニワ制度は、これまで「**柏市緑の基本計画**」に掲げる施策実現のツールとして、運用されてきましたが、2018年4月に、今後想定される本格的な人口減少・少子高齢化に備えた持続可能なまちづくりを実現するための計画である「**柏市立地適正化計画**」が策定されたことに伴い、都市のスポンジ化*対策を進めるツールとして活用されることとなりました。



これからは、「緑」に限定されず、広くまちづくりの中での活用が期待されます。これにあわせて担当部署も、公園緑政課(現:公園緑地課)から住環境再生課へと変更されています。

*都市のスポンジ化…無作為に発生する空き家・空き地が、治安や景観悪化の原因となりまちを衰退させること

カシニワ制度の内容について

Q

具体的にどのような制度ですか？



柏市内において、市民団体等が管理を行っている空き地や樹林地などのオープンスペースまたは個人の庭であるオープンガーデンを「カシニワ」と位置づけ、そのカシニワに対して、行政及び関連組織が総合的に支援する制度です。

「カシニワ情報バンク」により、土地所有者・活動団体・支援者のニーズがマッチングされ、「カシニワ公開」により活用されているオープンスペースがみなさんに公開されます。

A

Q

登録までの手続きや登録後の流れを教えてください。



申請書類提出後、職員が書類内容の確認や現地視察などの簡単な審査を行い、その後、申請住所宛に登録完了通知書をお送りします。通知書の到着をもって、カシニワ制度を通じた活動を開始できます。書類の様式については、「カシニワに参加する」のページからご確認ください。

A

Q

登録した場合のメリット・デメリットはありますか？



メリットですが、土地の貸し借りに関する仲介を行政が支援してくれること、公益的な団体に土地の維持管理を任せられること、活動にかかる費用等に対する金銭的な支援があることがあげられます。
デメリットとしては、活動により、人の出入りが多くなることで、マナー違反などに対する近隣からの苦情などが生じる恐れがあります。

A

Q

今後の目標や課題があれば教えてください。



課題は活動団体の高齢化です。カシニワ制度が始まってから10年が経過し、当時から活動の中心だった方々も同様に歳を重ねています。また、定年退職の年齢が徐々に延長され、新たな活動の担い手を発掘するのが難しい状況になっています。
こうした課題を踏まえ、今後もカシニワ制度が持続可能なものであり続けるよう、多様な世代にカシニワ制度を周知し、参加するきっかけをつくるため、SNSなどを活用したPR活動に取り組んでいます。

A

カシニワ情報バンクについて

Q

土地情報と団体情報とのマッチングは、具体的にどのように行われるのですか？



A



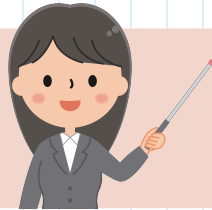
カシニワ情報バンクに登録することによって、登録情報が市のホームページや SNS 上に掲載されます。募集に対するお問い合わせや応募があった際には、当課が窓口となり、応募者との仲介を図ります。その後、双方のニーズが合致した場合には、**カシニワ活動協定書**を締結してもらい、当該協定書の範囲内において活動できます。

Q

どんな土地でも登録できますか？面積など要件はありますか？



A



柏市内に存在する土地（更地）であれば、不動産登記簿上の所有権を有する土地所有者からの申請により登録できます。ほか面積や地目などによる具体的な登録要件はございません。

Q

有償でも登録できますか？公益的な活動に限定されますか？



A



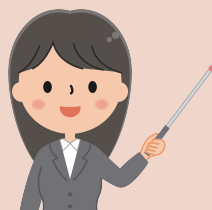
有償であっても土地情報を登録できます。また収益を目的とした活動内容であっても登録できます。（具体的な活動内容は、土地所有者から合意を得る必要があります。）

Q

だれでも登録できますか？任意のグループでも登録できますか？



A



団体の代表が未成年者である等、一部の場合を除き、任意団体や法人など、様々な団体が登録できる仕組みとなっています。但し、任意団体の場合、柏市市民公益活動促進条例に基づく市民公益活動団体に登録していることが要件となります。市民公益活動団体は、柏市内に事務所を有する 5 人以上の団体であることが要件となるため、カシニワ制度における任意団体の定義も同様となります。

カシニワ公開について

Q

オープンガーデンはハードルが高いイメージがあります。要件はありますか？



A



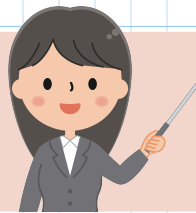
自己所有地内のガーデンであれば、誰でも登録できます。
また、自宅以外にも、カフェや店舗など、様々な形態での登録実績があるのでご安心ください。

Q

どんな活動内容であっても登録できますか？



A



カシニワ・おにわでの活動は、次の5つの形態に分類されます。
「花園型・樹林型・農園型・広場型・公共型」のどれかに当てはまる活動であれば登録できます。
(具体的な活動内容は、土地所有者から合意を得る必要があります。)

Q

既存の登録団体はどのような活動をしていますか？



A



地域の庭では、農園における野菜の収穫や広場におけるマルシェの開催など、町会や任意のグループで自由に活動しています。
里山では、森林整備に加え、音楽観賞会の開催やアスレチックの設置など、オープンスペースの多様な活用が図られています。

Q

カシニワ制度助成金とはどのような内容ですか？



A



カシニワ活動が持続可能なものとなるよう、カシニワ公開に登録している個人または団体の方々を対象に、一定の条件のもと助成金を交付しています。
詳しくは、「カシニワに参加する」のページからご確認ください。